

ウ 高等学校専攻科 1人につき 2,200 円
 第 2 条 第 1 項 第 657 号 中 エ を オ と し、同号にエとして次のように加える。
 エ 高等学校専攻科 1人につき 5,650 円
 第 2 条 第 1 項 第 662 号 中 「第 43 条 の 2」を「第 6 条 の 13」に、「保育士資格及び」を「保育士試験又は」に、「再交付」を「交付」に改める。
 第 4 条 中 第 3 項 を 削 り、第 4 項 を 第 3 項 と し、第 5 項 から 第 12 項 まで を 1 項 づ つ 繰 り 上 げ る。

| | | | | | | |
|--------------|---|-------|----------|----------|---|-------------------------------|
| 別表第 1 中 | 生物試料試験検査（食品等の農薬基準試験検査及び食品等の PCB 試験検査を除く。） | 第 1 類 | 1 項目につき | 3,150 円 | を | 「 生物試 薬基準 CB試 し尿処 |
| | | 第 2 類 | 1 項目につき | 6,090 円 | | |
| | | 第 3 類 | 1 項目につき | 10,820 円 | | |
| | | 第 4 類 | 1 項目につき | 30,350 円 | | |
| | 上水の水質基準試験検査 | 第 1 類 | | 46,100 円 | | |
| | | 第 2 類 | | 6,200 円 | | |
| し尿処理水の水質試験検査 | 第 1 類 | | 12,500 円 | | | |
| | 第 2 類 | | 92,930 円 | | | |

| | | | |
|--------------------------------------|-------|---------|----------|
| 料試験検査（食品等の農薬試験検査及び食品等の PCB 試験検査を除く。） | 第 1 類 | 1 項目につき | 3,150 円 |
| | 第 2 類 | 1 項目につき | 6,090 円 |
| | 第 3 類 | 1 項目につき | 10,820 円 |
| | 第 4 類 | 1 項目につき | 30,350 円 |
| 理水の水質試験検査 | 第 1 類 | | 12,500 円 |
| | 第 2 類 | | 92,930 円 |

に改める。

別表第 26 を 次の よう に 改 め る。
 別表第 26（第 2 条 第 1 項 第 624 号 関 係）

| 区分 | 金額 |
|--|---|
| 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。） 第 15 条 第 1 項 第 3 号 イ の 規 定 に よ る 水 道 水 の 定 期 検 査 の 項 目、硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素 に つ い て 行 う 検 査 | 10,500 円 |
| クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromojクロロメタン、ブromohホルム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド及びシアン（以下「消毒副生成物」という。）について行う検査 | 52,500 円 |
| 施行規則第 15 条 第 1 項 第 3 号 イ の 規 定 に よ る 水 道 水 の 定 期 検 査 の 項 目、硝 酸 態 窒 素、亜 硝 酸 態 窒 素 及 び 消 毒 副 生 成 物 に つ い て 行 う 検 査 | 63,000 円 |
| 施行規則第 15 条 第 1 項 第 3 号 イ の 規 定 に よ る 水 道 水 の 定 期 検 査 の 項 目、硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素 に つ い て 行 う 検 査 の う ち 有 機 物 の 検 査 を 過 マ ン ガ ン 酸 カ リ ウ ム 消 費 量 で 行 う 検 査 | 6,300 円 |
| 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げるすべての事項について行う検査 | 220,000 円 |
| 省令の表の上欄に掲げるすべての事項から消毒副生成物を除いたものについて行う検査 | 182,000 円 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号） 第 4 条 の 5 第 2 項 第 12 号 の 規 定 に よ る し 尿 処 理 施 設 放 流 水 の 定 期 水 質 検 査 | 11,760 円 |
| 一般細菌及び大腸菌又は大腸菌群について行う検査 | 2,520 円 |
| 一般細菌について行う検査 | 1,840 円 |
| 大腸菌及び大腸菌群について行う検査 | 1 項目につき 2,170 円 |
| 硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、蒸発残留物、pH 値、臭気、味、色度及び濁度並びにカルシウム、マグネシウム等（硬度）について行う検査 | 3,780 円。ただし、項目ごとに検査を行う場合は、1 項目につき 1,160 円 |